

## 移動手段確保策の特徴の整理

### 1. 公共交通の区分の整理

#### (1) 事業区分

自動車による人の運送は、道路運送法によって、主に以下のとおり事業が区分されている。

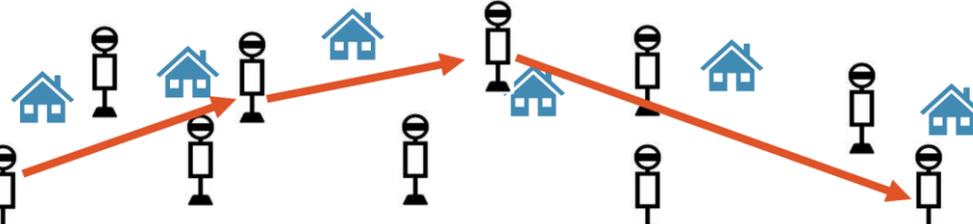
車両の区分	運賃 收受	輸送の対象	事業種別	運行形態等
事業用 (緑ナンバー)	有償	不特定 (一般旅客自動車運送事業)	一般乗合旅客運送事業 (乗車定員の規定なし)	路線定期運行 路線バス 高速バスなど
				路線不定期運行 デマンドバスなど 需要(デマンド)に応じて運行
				区域運行 乗合タクシーなど 需要(デマンド)に応じて運行
			一般貸切旅客運送事業 (乗車定員11人以上)	貸切バス 観光バスなど 1個の貸切契約による運送
		一般乗用旅客運送事業 (乗車定員10人以下)	タクシー、ハイヤー 福祉タクシー 1個の貸切契約による運送	
		特定	特定旅客運送事業 (乗車定員の規定なし)	スクールバス 従業員送迎バスなど 特定の需要に応じ、一定の範囲の運送
自家用 (白ナンバー)	有償	不特定 又は特定	自家用有償旅客運送	交通空白地有償運送 地域住民や観光旅客その他の当該地域を来訪する者を運送
				福祉有償運送 需要に応じて運行 要介助者及びその付添人を運送
	無償		道路運送法の適用対象外	

※ 交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画に関与し運行しているものを「コミュニティバス」と呼んでいる。

## (2) 運行形態

### ① 運行ルートのパターン

運行ルートのパターンとしては、以下のようなものがある。

<p>① 定路線型</p>	<p>通常の路線バスなどのように、毎回決められたルートを行き、所定のバス停などで乗降を行うパターンです。</p> <p>事前に予約があった便や区間のみを運行することも考えられます。</p>  <p>【想定される運行態様】 路線定期運行・路線不定期運行</p>
<p>② 迂回ルート型</p>	<p>定路線型と同じように、基本的には決められたルートを行き、所定のバス停などで乗降を行います。バス停などが遠い地域に“迂回ルート”を設定し、予約があった場合のみ乗り入れるパターンです。</p>  <p>【想定される運行態様】 路線定期運行・路線不定期運行</p>
<p>③ 区域運行型</p>	<p>ミーティングポイント型</p> <p>運行ルートは決めず、バス停等（ミーティングポイント）だけを決めておいて、予約があったバス停等を最短距離で運行するパターンです。</p>  <p>【想定される運行態様】 区域運行</p>
<p>ドアtoドア型</p>	<p>運行ルートもバス停等も決めず、指定エリア内で予約があったところを最短経路で結ぶ形でドアtoドアの運行を行うパターンです。</p>  <p>【想定される運行態様】 区域運行</p>

出典：なるほど!!公共交通の勘どころ



定員	およそ80名	およそ35名	およそ10名	およそ5名
----	--------	--------	--------	-------

## ②運賃

運賃の設定方法として、乗合運送では主に以下のようなものがある。

主要な運賃設定	
均一制	乗車距離に関係なく、均一の運賃を収受する方法で、整理券は不要で、最も運賃収受が容易な方法です。ワンコインバスなどはこの方法であり、比較的、循環型の短距離路線などで導入されています。
対キロ制	運賃が上がる停留所を設定し、乗車距離に応じて運賃が高くなる方式です。一般的に整理券を用いた運賃収受を行っています。バス車内に料金表示板などの設置が必要となります。比較的、放射型の長距離の路線に利用されています。
ゾーン制	均一制と対キロ制を合わせた設定方法であり、運行エリアを複数エリアに分割して、ゾーンごとの移動について料金を設定します。これも整理券が必要であり、集落が分散している地域などで有効です。

出典：地域公共交通活性化まるごとブック 2015

その他、乗合旅客運送事業では地域公共交通会議で協議の上設定する、協議運賃（一般的に安価）がある。

## ③予約・利用者登録

運行形態によってはその性質上、利用予約や利用者登録が必要となる場合がある。

事業区分	予約・利用者登録の概要
路線定期運行	定期運行のため、利用予約は不要
路線不定期運行	利用者の需要に応じて運行するため、利用するためには予約が必要。また、予約の際のやりとりを円滑に行うためや利用者を限定する場合の要件確認のために、事前の利用者登録を行う場合もある。
区域運行	
自家用有償旅客運送	利用者を限定する場合の要件確認のために、事前の利用者登録を行う場合もある。

## ④乗降場所

乗降場所は事業区分に応じて、以下のように設定する必要がある。

事業区分	乗降場所の設定の概要
路線定期運行	バス停を設置する場合は、使用権限の確認のための道路占用許可（道路管理者）、及び交通安全上の意見照会（公安委員会）の上、支障ない旨の意見が必要
路線不定期運行	
区域運行	乗降場所について、道路運送法の規定はない。ただし、道路占用許可（道路管理者との協議）、交通安全上の協議（公安委員会との協議）は必要
自家用有償旅客運送	

※フリー乗降制：路線定期運行、路線不定期運行にあっても、交通量の極めて少ない区間などにおいては、路線の全部または一部区間を対象に、路線上のどの場所でも乗降できる制度。公安委員会と十分に協議・調整が必要

## ⑤安全の確保

一般旅客運送事業者（緑ナンバー車両使用）は運行の安全に努めなければならない。  
運行管理業務については主に以下のようなものがある。（他に車両の整備管理業務もある。）

### 運行管理者の業務

- 運行管理者の業務は、運行の安全に関する業務全般にわたる。
- ・運行に関する運転者への指示等
  - ・運転者の確保、過労防止措置、運転者教育等
  - ・異常気象時の措置
  - ・乗務員台帳、乗務記録
- 〈運転者の条件〉運転免許(二種免許)を保有するもの  
旅客運送事業者は、以下の者を運転者として選任してはならない。  
▶日雇労働者、2月以内の雇用期間の者、試用期間中の者 等
- ・服務規律の作成、運転者の指導監督
  - ・点呼等(酒気帯び、疾病、疲労の有無など)(運則第24条)

出典：地域への公共交通導入ガイドブック《道路運送法編》

自家用有償旅客運送（白ナンバー使用）においても、安全確保義務（運行管理および整備管理）が課せられている。

### 一般原則（法第79条の9①）

自家用有償旅客運送者は自家用旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

## 2. 主な移動手段確保策の概要と特徴の整理

### 概要

#### (1) 路線バス

路線バスとは、一般道路を主体に路線を設定して運行されるバス。一般的に「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業許可を受け、認可路線を運行し、バス車両を使用し不特定の旅客を有償で運送する。

※一般乗合旅客自動車運送事業における乗合バス（路線定期運行）の特徴

- ・不特定の旅客を運送するもの
- ・運賃を収受する有償運送であるもの
- ・定期運行するもの
- ・路線（運行系統）を定めているもの
- ・一般的に旅客は、運行系統の起終点またはバス停留所で乗降する

#### (2) コミュニティバス

コミュニティバスとは、交通空白地域・不便地域の解消などを図るため、市町村などが主体

的に計画し、以下の方法で運行するもの。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス  
(乗車定員 11 人未満の車両を用いる乗合タクシーも含む)
- ・市町村や N P O 法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの (交通空白地有償運送)

#### ※自家用有償旅客運送の区分

自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や N P O 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービスで交通空白地有償運送と福祉有償運送の 2 つに区分される。

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

### (3) デマンド交通

デマンド交通は、通常の定時定路線の運行ではなく、利用者がある場合にのみ、需要に応じてルートや運行時間を変えて運行する仕組み。

運行方式や車両サイズ、運行エリア、運行曜日、運行時間帯、利用対象者など、設定するサービスによって多種多様な形態をとる。

### (4) スクールバス等の活用

一般乗合旅客自動車運送事業ではなく、その需要を特定旅客自動車運送事業等で運行するスクールバスや福祉バス等を活用してカバーするもの。一般利用をスクールバス等に乗せる混乗やスクールバス等の空き時間に車両を活用する等の事例がある。

### (5) タクシー利活用

一般乗用旅客自動車運送事業で運行しているタクシーを活用して住民の移動を確保する取組

タクシー料金の一部を行政が補てんしたり、空港など特定施設までの利用に限ってタクシー料金を定額にしたりする事例がある。

### (6) 道路運送法上の許可・登録を要しない運送の態様

利用者が運送者に対して、ガソリン代や自発的な謝礼として金銭等を支払うなど、有償にあたらぬ無償運送の範囲で輸送を行うもの。